

町民税等

申告相談のお知らせ

■期 間 2月18日(月)～3月15日(金)まで

■受付時間 【午前の部】

午前8時30分～11時まで

(相談は午前9時開始)

【午後の部】

正午～午後4時まで

(相談は午後1時開始)

※木曜日は午後7時まで

■受付会場

役場2階 第2会議室

■申告会場

役場2階 第3会議室

今年も所得税・住民税の申告時期になりました。

確定申告が必要なのに期限までに申告を済ませていなかったり、誤った申告をしたりすると、延滞税が加算される場合があります。期限内に正しい申告を行ってください。

なお、毎週木曜日は午後7時まで申告相談を行いますので、都合で指定日に相談できない方は、ご利用ください。

日 月 火 水 木 金 土

2月

17	18 平和台	19 向原大林	20 栄町1・2区 (1～20班まで)	21 栄町2区 (21～55班まで)	22 西軽井沢 (第1～3地区)	23
24	25 西軽井沢 (第4～6地区)	26 上宿	27 小田井 荒町	28 桜ヶ丘 児玉(1～6班)		

毎週木曜日は、午後7時まで受け付けます。

日 月 火 水 木 金 土

3月

		26	27	28	1 児玉 (7班～)	2
3	4 三ツ谷 旭町	5 塩野1～5	6 塩野6～8 寺沢	7 清万 一里塚	8 八ヶ倉 馬瀬口1～2	9
10	11 馬瀬口 3～6	12 豊昇 面替	13 草越 広戸	14 全地区	15 全地区	16



※できるだけ指定日にご相談ください。なお、指定日に都合の悪い方は、毎週木曜日の時間外相談日、全地区対象日、または期間中の別の日をご利用ください。

確定申告が必要な方

勤務先で年末調整が済んでいる方以外で

- ① 事業所得・不動産所得などがある方、土地や建物などを売った方。
 - ② 一時所得(生命保険の満期返戻金など)のある方。
 - ③ 年の途中で仕事が変わった方(給与を合算して年末調整された方は不要です)。
 - ④ 医療費控除や住宅ローン減税を受けようとする方。
 - ⑤ 収入が年金のみの方で、所得税を源泉徴収されている方、また2カ所以上から受給している方。
- ※所得税の予定納税をした方は、必ず確定申告を行ってください。

主な必要書類等

- 印鑑
- 給与、年金などの源泉徴収票
- 事業所得の方は収支内訳書(証拠書類など)
- 国民年金、生命保険、地震保険などの各種所得控除証明書
(日本年金機構・各契約会社より発行のもの)
- 医療費控除を受ける方は、その領収書と生命保険や福祉医療などの補填が分かるもの(領収書は個人ごとにまとめてください)

注意事項

※次に該当する方は、書類審査などがありますので、税務署で確定申告をお願いします。

- 土地・建物や株式の売買(譲渡)があった方。
- 家屋の新築・増改築・購入などで、初年度の住宅借入金等特別控除を受けようとする方(認定長期優良住宅・バリアフリー改修・省エネ改修を含む)。
- 先物取引・FX・REITなどがある方。
- 損益通算を必要とする方。
- 税務署から申告案内状と申告書が郵送された方。
- 消費税申告・贈与税申告および青色申告の方。

これら以外にも、申告内容によっては、佐久税務署に行っていた場合もあります。あらかじめご了承ください。



町県民税申告が必要な方

町県民税は、前年の収入に対し、平成25年1月1日現在、住所がある市町村で課税されます。

- 前年中に収入がなかった方、同一世帯以外の誰かの税申告上扶養になっっている方。
- 所得税の確定申告が必要ない方。
- 公的年金収入400万円以下、かつ雑所得以外の所得金額が20万円以下である方。
- 遺族年金・障害年金等非課税所得の受給者の方。

ただし、町より郵送の「平成25年度町県民税・県民税の申告について」のお知らせに同封の、町県民税申告書(黄色い用紙)に必要な事項を記入し、3月15日(金)までに返送していただければ、改めて会場にて町県民税の申告書を提出いただく必要はありません。

※相談会場は2階となります。身体などの都合で階段の利用が困難な方は、1階税務課窓口へ声をかけください。

問い合わせ先

税務課 住民税係(内線43・49)

税務署からのお知らせ

申告書の作成は
便利なホームページで

国税庁のホームページ「所得税の申告書作成コーナー」で申告書を作成することができます。作成した申告書は印刷してそのまま提出できます。

国税庁ホームページ
<http://www.nta.go.jp>

また、e-Taxでの申告もできますので、ご利用ください。

※申告期限内(3月15日)までにe-Taxで申告の場合、所得税額から最高3,000円の控除を受けることができます(平成19年分から平成24年分の間でいずれか1回)。

e-Tax
ホームページアドレス
<http://www.e-tax.nta.go.jp>

問い合わせ先

佐久税務署

0267(67)3460